

フォレンジック調査に関するサービス実施約款

この約款(以下「本約款」という)は、GMOサイバーセキュリティ byイエラエ株式会社(以下「当社」という)が提供するフォレンジック調査(以下「本サービス」という)の利用条件について定めたものであり、お客様(第1条第1項で定義する。以下同じ)と当社との間に成立する本サービスの利用に関する契約(以下「本契約」という)の内容となります。お客様は、本サービスの利用にあたり本約款の内容を遵守しなければなりません。

第1条(適用)

1. 当社は、本約款に基づき、お客様に本サービスを提供します。なお、お客様とは、次項に基づき本契約の締結に当たって当社が提出を受けた『発注書』(以下単に「発注書」といいます。)の「お申込者」欄に記名押印した事業者(営利もしくは非営利の法人・事業所、官公庁もしくは地方公共団体等の行政機関をいう。ただし、両当事者間で別途書面により定めた場合はこれに限られない。)であって、当社が本契約の成立を承諾した者をいいます。
2. 本契約は、お客様が発注書に必要事項を記入し、記名押印の上、当社に提出することによって本契約の締結を申込み、当社がこれを承諾することにより成立します。なお、お客様の申込後、当社の3営業日以内に当社当該申込みについての諾否を何ら通知しない場合は、当該期間が経過した時点で、当社がお客様の申込を承諾したものとみなすものとします。
3. お客様は、前項に基づき発注書に記入した必要事項の内容に変更があった場合、その変更内容を遅滞なく当社に書面(電磁的方法を含む。以下同じ)により通知するものとします。
4. 本サービスの利用にあたり、お客様以外の第三者の関与があった場合であっても、当社とお客様の間で事前に書面にて取り決めた複製作業・調査プロセス・報告書・支払条件等の諸条件には一切の影響を及ぼさないものとします。

第1条の2(適用関係)

1. 本約款は、発注書に付随するものとして、発注書の一部を構成するものとして、本約款の定めと発注書の定めが異なる場合には、発注書の定めが優先するものとします。
2. 発注書の他に、別途契約(秘密保持契約又は基本契約を含みますがこれに限られない。)を締結した場合、3文書の優先関係は、発注書が最も優先され、次いで本約款、当該契約の順となります。ただし、両当事者間で別途書面により定めた場合はこの限りではありません。
3. 当社は、PCI Forensic Investigator(以下「PFI」という)に準拠した本サービスをPCI Security Standards Council(以下「PCI SSC」という)が定めるPFIの規約(以下「PFI規約」という)に準じて提供します。また、PFIに準拠した本サービスを提供する場合は、当社とお客様間またはお客様と第三者の間で締結された他の契約書に本約款やPCI PFI規約の定めと対立する条項があった際は、本約款とPFI規約の定めが優先されるものとします。

第2条(通知)

1. 当社からお客様への通知は、発注書に、お客様が記入した連絡先に行うものとします。ただし、両当事者間で別途書面により定めた場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定に基づき、当社からお客様への通知を行う場合には、お客様に対する当該通知は、送信がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. お客様が第1条第3項に定める変更内容の通知を怠ったことにより、通知の不到達その他の事由により何らかの損害又は不利益を被った場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

第3条(本サービスの調査範囲等について)

1. お客様は、当社に対し、第1条第2項の発注書の提出時までには、調査対象とすべき記憶装置を通知するものとします。なお、本サービスにおける調査の範囲は、調査対象の記憶装置に記録されているデジタル・データのみを対象としており、それ以外について、当社は調査を行う義務を負わないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、調査対象の記憶装置に記録されているデジタル・データであっても、当該デジタル・データの読取りに、当社指定もしくは所有の装置・ソフトウェア以外の、特殊な装置や環境・ソフトウェア等が必要なデータや痕跡については、当社は調査を行う義務を負わないものとします。また、デジタル・データが暗号化やパスワード等で保護されている場合で、且つお客様により事前に調査可能な状態になされていないもの、保護機能を解除するための情報が得られないもの、もしくは保護機能解除の同意が得られないものについても、当社は調査を行う義務を負わないものとします。

第4条（調査対象の記憶装置の取扱い）

1. 当社は、調査対象の記憶装置が筐体等の内部に存在し、調査のために記憶装置の取り外しが必要な場合は、取り外し作業を実施するものとします。当社による当該取り外し作業によってお客様又は第三者に生じる一切の不利益、損害（記憶装置もしくはそれを内蔵していた筐体の製品保証が受けられなくなることを含むがこれに限られない）について、当社は何らの責任を負わないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、別途書面によりお客様が希望した場合には、お客様が、自己の費用と責任において、取り外し作業を実施するものとします。

3. 取り外し作業前の段階で確認された、記憶装置もしくはそれを内蔵していた筐体の破損・汚染は、当社では一切の責任を負わないものとします。

4. 第1項に従って取り外した記憶装置について、当社において必要であると判断した場合に限り、当社はこれを、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。ただし、自然災害その他当社の責に帰することのできない事由による、記憶装置もしくはデジタル・データの破損等については、当社では一切の責任を負いかねます。

5. その他、人的操作ではない、記憶装置もしくはそれを内蔵する筐体本来の機能や性能により発生するデジタル・データの劣化・消失等について、当社では一切の責任を負いかねます。

第5条（調査対象の記憶装置内データの複製及び解析作業について）

1. 当社は、本サービスの調査対象となるデジタル・データの一部又は全部を専用装置もしくはソフトウェアを用いて複製し、複製したデジタル・データに対して調査を実施します。その際、当社は、調査対象となるデジタル・データを一切改変しない方法で複製し、改変が生じる恐れのある場合、もしくは改変がやむを得ないと当社が判断した場合は、その旨をお客様に説明し、同意を得た上で、極力改変が生じない手法で複製を実施するものとします。

2. 調査対象となるデジタル・データは、当社指定もしくは所有の装置・ソフトウェアを使用して複製します。それ以外の装置やソフトウェア、環境が必要となるデジタル・データは、複製の対象外とします。

3. 本サービスの複製作業は、特段の定めのない限り、当社外で作業を実施する必要がある場合は、以下の条件を満たす場所にて実施するものとします。

- ① 作業中、途切れることなく給電されていること
 - ② 独立した作業スペースとして確保され、当該作業に関係のない第三者が容易に立入りできないこと
 - ③ 調査対象の記憶装置及び複製に用いる当社指定の装置が搬入可能であり、且つ作業実施に支障の無い十分なスペースが確保されていること
 - ④ 埃・湿気等、デジタル・データもしくは電子機器に影響をもたらす要因の少ない、清潔な環境が確保されていること
4. 複製作業の実施にあたり、調査対象機器のセキュリティ・ロックやデジタル・データの暗号化の解除、管理者権限の取得等が必要な場合、お客様により、次のいずれかを実施するものとします。なお、お客様がこれを実施しないことにより、当社の

お客様に対する本サービスの提供が遅滞、履行不能となった場合であっても、当社は何らの責任を負わず、お客様は、当社に対して利用料金(第8条第1項で定義する。以下同じ)全額を支払うものとします。

①自己の費用と責任において事前に取得等を行う

②当社が取得等を行うために必要な情報・手段・手続きを当社に提供する

5. お客様は、調査対象の記憶装置内に、お客様以外の第三者に帰属し、使用許諾契約等により複製が制限されているデータ等が含まれている場合、当社に対し、当該データ等については複製の対象から除外する旨の明示的な指定を実施するものとします。お客様による除外の指定がなされなかったことに起因する当該データ等の複製に関し、お客様と第三者との間で使用許諾契約違反その他の問題が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

6. 不良セクタ(バッドセクタ)過多等により、複製処理に著しく時間を要する、もしくはその可能性がある場合、当社はその旨をお客様に報告し、同意を得た上で、複製範囲もしくは手法の変更を行うものとします。

7. 当社は、調査対象となるデジタル・データの複製が困難、もしくは不可能であると判断した場合、その旨をお客様に説明し、同意を得た上で、直接記憶装置に対し解析作業を実施します。その際、当社は、実施方法につきお客様に説明した上で、当該デジタル・データに極力変化が生じない方法で解析作業を実施するものとします。

8. 本条に基づいて実施した複製もしくは解析作業により生じたデジタル・データの改変については、当社は一切責任を負わないものとします。

第6条 (調査報告について)

1. 本サービスにかかる調査報告書、添付資料、調査の過程で発見し、抽出したファイルもしくはデータ等の成果物(以下「成果物」という)は、当社所定のフォーマットを使用して、紙媒体もしくはCD-ROM等の記憶媒体に格納する方法で、別途定める納入期日までにお客様に納入するものとします。

2. 調査結果は、調査開始時点での調査対象であるデジタル・データの状態に基づくものとし、当社は、成果物にかかる以下の事項について保証をするものではありません。

① 調査結果にかかる報告が常にお客様の全ての要望を満たすものであること

② 調査対象となるデジタル・データが調査時点で存在しないことが、過去においても存在していないとは限らない等、過去の状況・状態を明らかにすること

③ 成果物に記載もしくは付与されている日時情報もしくはタイムゾーンが、正確な日時であること

3. 調査過程において、文字化け等、判読可能ではない状態で記録されているデータが確認された場合でも、当社はその状態で報告するものとします。

4. 調査過程において、調査対象機器内にお客様の調査目的とは異なる不法行為・犯罪行為であると当社が判断した証拠または痕跡を示すデジタル・データが確認された場合、それらを貴社に報告するものとします。

5. お客様は、調査対象となるデジタル・データの状況や別途書面による合意により定める本サービスの提供期間(以下「調査期間」という)によっては、調査依頼項目に関連した情報が何も発見されない報告内容となる可能性があることを認識するものとします。この場合、当社は利用料金の変更は一切行わないものとします。

6. 当社は、PFIに準拠した本サービスを提供した場合、当該調査の終了後、被害範囲、原因、発生日時と頻度、PCI DSSへの適合状況、再発防止策の評価等に関するレポートを書面にて提示します。

7. 当社は、納入期日までに成果物を納入することができないと予想されるときは、直ちにその理由、納入期日等を当社所定の方法によりお客様へ届け出てお客様と協議を行うものとします。

8. 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず、納入期日に成果物が納入されないことによりお客様に損害を与えた場合において、それにより発生した費用及びお客様が被った損害を賠償する責任を負わないものとします。

9. お客様は成果物の納入を受けた場合、5 営業日以内に検査(成果物の内容の確認を含む)を実施し、その合否結果を当社に通知するものとします。成果物の納入後当社の5営業日以内に、お客様が当社に対して不合格の通知を行わない場合、当該期間満了日をもって、当社は成果物が検査に合格したものとみなします。

10. お客様は、前項の検査の結果として、成果物に発注書及び本契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という)を発見し、その内容を当社に通知した場合には、別途合意で定める期日までに修補又は代替品の請求を求めることができます。

11. 本サービスが途中で終了した場合、お客様は、本サービスの対価として、利用料金のうちサービス終了時点における出来高相当額をすみやかに当社に支払うものとします。ただし、その終了がお客様の責に帰すべき事由による場合は、別途協議の上定めた場合を除き、利用料金全額を当社に支払うものとします。なお、お客様は、成果物の仕掛品(電磁データを含む)がある場合には、当該相当額を支払うことを条件に、それを現状のまま(記録媒体に記録されたものを含む)引取ることができるものとします。

第7条(複製物の保管)

1. 第5条に基づき作成した複製物は、原則として、調査が終了し検査手続きに合格した時点で、お客様へ納品もしくは完全消去するものとします。当社内での継続的な保管を希望する場合は、保管のための対価が別途発生するものとします。

2. 前項に従って当社内で継続保管を行う場合、最大で、検査手続き合格日の翌年の同日まで保管します。保管期限が過ぎた場合、もしくはお客様が保管のための対価の全部又は一部の支払いを遅滞した場合、予告なく複製物を完全消去するものとします。その際、消去証明等の発行は一切致しません。

第8条(利用料金の支払い)

1. 当社がPFIに準拠した本サービスを提供した場合、お客様は、当社の請求に従い、当該提供の対価として、次の各号に定める料金(消費税及び地方消費税を含みます。以下同じ)(以下総称して「利用料金」という)を当社に支払うものとします。

① 基本料金

② 本サービス料金

③ PCI DSSアセスメント料金

④ 交通費、宿泊費等の実費

2. 前項に定める支払いは、請求書記載の支払期限までに、当社が指定する金融機関の口座に振込むことにより実施するものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。

3. お客様は、利用料金その他本契約に基づき当社に対して負担する金銭債務の支払いを遅延した場合、当社に対し、年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第9条(調査の追加、変更)

1. お客様から、次の各号に定めるいずれかを希望する旨の申し入れがあった場合、当社は利用料金の増額を求めることができるものとし、調査期間や利用料金等について別途両当事者間で協議を行うものとします。

① 調査対象とすべき記憶装置の追加、変更

② 本サービスである調査内容の追加、変更

③ 成果物の仕様の追加、変更

④ 第5条に基づき作成した複製物を、調査期間を超えて、当社が保管する業務の提供

2. 当社は、前項の協議を踏まえて、自己の裁量において、その諾否を決定し、お客様に対し書面によりこれを通知するものとします。

第10条(契約不適合)

1. 当社は、成果物に関して契約不適合があるとして、お客様より検査合格後1年以内に通知があった場合は、当社の責任と費用負担においてこれを修補するものとします。
2. 前項に従って当社がお客様に対して修補後の成果物を納入し、これを受けて第6条第9項に準じてお客様が検査を行いこれに合格した場合は、お客様は契約不適合があることについて損害賠償請求及び解除をすることができないものとします。

第11条(権利の帰属等)

1. 成果物に係る所有権は、第6条第9項に定めるお客様の検査合格時に当社からお客様に移転するものとします。
2. 成果物について生じ、また、本委託業務の過程で生じた全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)、知的財産権その他一切の権利(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む)は、第6条第9項に定めるお客様の検査合格時にお客様に帰属します。なお、当社はお客様に対し著作者人格権を行使しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権については、当社に留保されるものとします。なお、当社はお客様に対して当該著作権の利用を許諾し、又は第三者をして許諾させるものとします。

第12条(本サービスの中断・中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの実施を中断もしくは中止することがあります。
 - ① 火災、停電、天災その他の非常事態発生により本サービスの継続が困難となった場合
 - ② その他、運用上あるいは技術上、当社が本サービスの中断もしくは中止がやむを得ないと判断した場合
2. 当社は、本サービスの実施を中断もしくは中止しようとするときは、お客様に対し、事前に書面又は電子メールをもってその旨を通知するものとします。ただし、緊急時等特別の理由がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、前二項に基づく本サービスの中断もしくは中止によりお客様に何らかの損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第13条(善管注意義務)

当社は、調査期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第14条(禁止事項)

お客様は、本サービスの利用に関して、次の各号に該当する行為を行わないものとします。

- ① 当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- ② 当社の施設・設備もしくは本サービスの実施に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ③ 本サービスにより得られる情報等の改竄その他不正利用と認められる行為
- ④ 当社の承諾を得ることなくお客様以外の第三者に本サービスを利用させる行為
- ⑤ 法令もしくは公序良俗に違反し、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- ⑥ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑦ その他当社から明示的に禁止された行為

第15条（秘密保持）

1. お客様及び当社は、本サービスに関連して、相手方から開示・提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨書面で指定した情報（以下「秘密情報」という）を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に利用させ、もしくは開示、漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- ① 開示・提供を受けた時点において、既に公知又は公用であった情報
- ② 開示・提供を受けた時点において、既に自ら保有していた情報
- ③ 開示・提供を受けた後に、自己の責によらずして公知又は公用となった情報
- ④ 開示・提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- ⑤ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

2. お客様及び当社は、秘密情報を厳重に管理・保管すると共に、当該秘密情報の安全管理のために必要且つ適切な措置を講じなければなりません。

3. お客様及び当社は、第5条に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報の全部又は一部を複製してはならないものとします。なお、第5条に基づく複製物並びに相手方の承諾を得て複製した複製物についても、秘密情報とみなします。

4. お客様及び当社は、本条の定め違反して秘密情報が第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、直ちに相手方に報告し、その後の対応について協議するものとします。

5. 本条の効力は、本サービスの実施が終了した後も2年間継続するものとします。

6. 第1項の定めにかかわらず、お客様及び当社においては、国、地方公共団体、裁判所その他これらに準ずる機関から法令上の根拠に基づき相手方の秘密情報の開示を求められた場合に、当社においては、これに加えて認定機関（PCI SSC）との契約により秘密情報の開示を要求された場合に、秘密情報を開示することができます。ただしその場合は、法令及び上記認定機関との契約によって規制されない限り、当社は契約者に通知するものとします。

7. 当社は、PFIに準拠した本サービスを提供した場合、当社の裁量で、PCI SSCが定めるPPFIに関する規約に則り、American Express・Discover・JCB・MasterCard・VISAの国際決済ブランド5社に対して、契約者に通知の上、調査報告書を含む秘密情報を開示することができるものとします。また、契約者が契約するカード会社（イシュー及びアクワイアを含む）から本サービスの内容の開示を要求された場合には、契約者に通知の上、調査報告書を含む秘密情報を開示することができるものとします。

第16条（損害賠償等）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスの利用に関して、当社がお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本約款に違反したことが直接の原因でお客様に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は 発注書記載の利用料金を超えないものとします。ただし、お客様の当社に対する損害賠償請求は、お客様が第5条第4項等に従い対応措置を実施したときに限り行うことができるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

2. お客様が本約款に違反したことによって当社又は第三者に損害が生じた場合には、その一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

3. 本サービスの利用に関連して発生したお客様と第三者の紛争に関しては、当該紛争が専ら当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、お客様が自らその責任と負担において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

4. 本サービスに関する著作権、商標権、ノウハウ及びその他全ての知的財産権は、別途書面により定める場合を除き、全て当社に帰属するものとします。

5. 当社の提出した調査結果報告書の内容及び当社の助言に基づいた何らかの対応実施可否の判断及び対応によりお客様が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条（権利義務の譲渡）

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、貸与もしくは担保の目的に供してはならないものとします。

第18条（解除）

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- ① 本契約に違反したとき
- ② 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき
- ③ 振出、保証、引受又は裏書をした手形又は小切手が不渡りとなったとき
- ④ 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ⑤ 重大な過失、背信行為その他取引継続を困難とさせる重大な事情が認められたとき

2. お客様は、前項の定めに基づき本契約を解除された場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。

第19条（反社会的勢力との関係排除）

1. お客様及び当社は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団及びその関係団体等（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、並びに次の各号に定める事項を表明し保証します。

- ① 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと
- ② 自己及び自己の役員が、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- ③ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されうる関係を有しないこと
- ④ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い又は暴力行為・不当要求行為をなさないこと
- ⑤ 自己の主要な出資者又は役職員が、反社会的勢力の構成員ではないこと

2. お客様及び当社は本条に違反した場合は何らの通知催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。

3. 当社は、前項に基づく本契約の解除によりお客様に何らかの損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第20条（約款の変更）

1. 当社は、事前の通知をもって本サービスの実施につき必要な範囲で本約款を変更又は追加条項を設けることがあります。当該予告期間内に異議の通知が当社に対してなされない場合はお客様による承諾があったものとみなします。この場合、既に締結された本契約にも変更後の約款が適用されるものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、お客様が、消費者契約法第2条第1項で定める「消費者」に該当する場合は、以下の場合に限り、当社の裁量により本約款を変更するることができるものとします。

(1) 本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 本約款の変更が、本サービスに関する契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

3. 前項により本約款を変更する場合、当社は、当社のウェブサイトにて本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生日を告知します。なお、当社が告知した効力発生日以降にお客様が本サービスの利用を継続していた場合は、お客様は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第21条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約成立日から第6条第9項の規定に基づく検査合格の日までとします。

2. 本契約終了後も、第2条第3項、第3条、第4条第1項、第3項及び第5項、第5条第4項、第5項及び第8項、第6条第8項、第7条、第8条第3項、第10条、第11条、第12条第3項、第16条、第17条、第18条第2項、第19条第3項、本項、第22条及び第23条については有効に存続するものとします。

第22条(準拠法)

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第23条(合意管轄)

本サービスに関する紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条(協議)

本約款に定めのない事項、その他解釈上の疑義が発生した場合には、お客様と当社は、誠意をもって協議を行い、信義誠実の原則に従って解決するものとします。なお、本約款のいずれかの部分が無効である場合でも、本約款全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

以上